

まもる～の

気温が徐々に高くなり、雪が解け始めて春が近づく嬉しい季節となってきました。今回のまもる～ののは、**高齢者虐待**についてお伝えします。

高齢者虐待とは？



「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）は、平成18年4月1日から施行されました。この法律では、虐待を受けた高齢者の保護と養護者の負担の軽減を図ることにより、高齢者の権利が護られて生活が送れることを目的としています。高齢者虐待とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待を指します。

高齢者 65歳以上の者、施設入所者・居宅サービス事業利用者の場合は65歳未満の障害者も対象

養護者 高齢者を現に養護する者であって、養介護施設従事者等以外の者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）

養介護施設従事者等 老人福祉法・介護保険法に定める「養介護施設」「養介護事業」の業務に従事する者

どんなことが高齢者虐待になるのか？

身体的虐待...身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
外部との接触を意図的、縦断的に遮断するような行為。

介護・世話の放棄・放任...衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置など必要とされる介護や世話を怠り、生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為。

心理的虐待...著しい暴言又は著しい拒絶的な対応などによって精神的、情緒的苦痛を与えるような行為。

性的虐待...わいせつな行為をすること又はわいせつな行為をさせること。
経済的虐待...高齢者の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得ること。理由もなしに本人に金銭を使わせないような行為。

厚生労働省による令和3年度の対応状況等に関する調査結果では、養護者による高齢者虐待の相談・通報件数が36、378件と右肩上がりの状態です。豊岡地域でも実際に、高齢者虐待の判断に至ったケースが今年度もありました。虐待の発生要因としては、虐待者の「**性格や人格に基づく言動**」「**介護疲れ・介護ストレス**」や被虐待者の「**認知症の症状**」が多くなっております。高齢者虐待の対応は虐待した人を罰する目的で行うものではありません。

「もしかしたら虐待かもしれない」程度で相談下さい。実際は違っていたという場合でも全く問題はありません。また、通報者を特定させるような情報を漏洩してはいけないことと定められています。近くに住む住民の皆様だからこそ高齢者の変化や異変に気付くことができる可能性があります。



高齢者虐待の相談・通報先
旭川市豊岡3条3丁目5-10
35-2275

発行 旭川市豊岡地域包括支援センター
住所 豊岡3条3丁目5番10号東部まちづくりセンター1階
電話 35-2275 FAX 35-2276
開設時間 平日 午前9時～午後6時
休日 土・日・祝日/年末年始(12月30日～1月4日)

<担当住所> 11条通23丁目(朝日団地)、豊岡1～15条1～4丁目、豊岡3条7丁目、豊岡4・5条5～7丁目(豊岡4条5丁目は3～8番、豊岡4条6丁目は2～8番)、豊岡6～15条5～9丁目(豊岡14条9丁目は1、2番、豊岡15条8丁目は1番)、豊岡16条7丁目

お気軽にご相談ください